平成30年３月９日

各　位

会 社 名	株 式 会 社 安 江 工 務 店
代表者名	代表取締役社長　安 江 博 幸
（コード番号：1439　東証ＪＡＳＤＡＱ・名証第二部）	
問合せ先	取締役 事業サポート部長　印 田 昭 彦
	（TEL　052－223－1100）

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ（定時株主総会付議議案）

当社は、平成30年３月９日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、平成30年３月29日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第１項第３号の報酬等に該当いたします。

記

１．当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）及び従業員ならびに当社子会社の取締役に対し特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社グループ全体の結束力を高めるとともに企業価値の増大、優秀な人材の流失防止を図ることを目的としております。

２．当社の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対する報酬等の額

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、平成28年3月31日開催の第41回定時株主総会において年額100百万円以内とする旨を承認いただき今日にいたっておりますが、当該報酬とは別枠で当社取締役に対し、報酬として年額40百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき併せてご承認をお願いするものであります。

新株予約権は、当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なストックオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

３．新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

400 個を上限とし、当社取締役に対する割当ては、250 個を上限とする。

（新株予約権１個につき普通株式 100 株、ただし、後記 (2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 40,000 株を上限とする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引き換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない日はそれに先立つ直近の終値。）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たりの払込金額」を「１株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成33年４月１日から平成37年３月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由

①当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

②当社は、新株予約権者が後記（11）に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（4）で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権の行使期間

前記（5）に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記（5）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

前記（6）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由

前記（8）に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使の条件

後記（11）に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時においても、当社及び子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。

ただし、下記③で規定する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。

③その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(12) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については取締役会決議により決定する。

(注) 上記の内容については、平成 30 年３月 29 日開催予定の第 43 回定時株主総会に付議することを決定した旨をお知らせするものであります。実際のストックオプション発行につきましては、当該付議議案が株主総会で承認可決された後に、当社取締役会にて検討するものであります。

以　上